

湘北地区社会福祉協議会会則

平成 25 年 5 月 11 日改正・施行

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、湘北地区社会福祉協議会という。

第 2 条 本会は、事務所を会長宅におく。

(目的及び事業)

第 3 条 本会は、湘北地区における地域社協、自治会、社会福祉事業関係者および社会福祉に関心を持つ住民が相協力して、地区の福祉増進を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 住民福祉の増進、住民の厚生に関すること。
- (2) 社会福祉事業に対する啓蒙宣伝。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

(会員)

第 5 条 本会は、湘北地区の団体および個人で、本会の会則に賛同した次の者で構成する。

- (1) 湘北地区在住の住民。
- (2) 自治会地域単位毎に組織する社会福祉協議会(略称地域社協)。
- (3) 自治会並びに社会福祉に関係ある団体。
- (4) 本会に賛助会員をおくことができる。

第 6 条 会員は別に定めるところによって会費を納入する

(評議員・理事・役員・監事)

第 7 条 本会に次の評議員・理事および役員をおく

- (1) 評議員:若干名
- (2) 理事:若干名
- (3) 役員:会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、事務局次長 1 名、会計 1 名

第 8 条 本会に、監事 2 名をおく。

第 9 条 評議員・理事及び役員の選出は次による。

- (1) 評議員は、地域社協・加盟各団体から推薦された者とする。
- (2) 地域社協・加盟各団体は評議員のうちから理事若干名を選任する。但し各自治会代表者を含むものとする。
- (3) 評議員・理事は理事会の承認を得て委嘱することが出来る。
- (4) 役員は理事の互選とし、総会で承認をえる。
- (5) 監事は、評議員のうちから選任する。

第 10 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐する。副会長の中から代表副会長 1 名を互選し、会長事故ある時は代表副会長がその職務を代行する。
3. 事務局長は本会の事務を処理する。
4. 事務局次長は事務局長を補佐する。
5. 会計は本会の会計事務を処理する。
6. 監事は会の会計を監査する。必要に応じ評議員会・理事会・役員会に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。

第 12 条 役員・理事・評議員・監事・顧問の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 13 条 会議は総会、評議員会、理事会および役員会とする。

2. 評議員会の構成メンバーは、評議員及び理事とする。
3. 理事会の構成メンバーは、理事とする。

第 14 条 会議は会長が招集する。

第 15 条 総会は、定期総会を年度初めに開き、臨時総会は必要に応じて開くことができる。

2. 評議員会・理事会及び役員会は随時これを開く。ボランティアセンター長は役員会に出席することができる。
3. 評議員会を総会にかえることができる。
4. 総会・評議員会・理事会の定足数は過半数とする。

第 16 条 総会は次の事項を審議・決定する。

- (1) 活動報告及び活動方針
- (2) 決算及び予算
- (3) 理事および役員・監事の承認
- (4) 会則の改廃その他重要な事項。

第 17 条 理事会は総会決定を具体化し事業を執行する。

2. 評議員会は総会決定を具体化し事業を推進する。

第 18 条 会議の議決は次による。

1. 総会及び評議員会・理事会の議決は、議決権をもった出席者の過半数による。
2. 役員会の議決は全員一致による。

(会計)

第 19 条 会の経費は会費、補助金、寄付金その他をもってこれにあてる。

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(付則)

第 21 条 本会則の施行に関し必要な規則は、会長が理事会に諮って別に定める。

昭和 61 年 7 月 13 日策定・施行
平成元年 5 月 18 日改正・施行
平成 10 年 5 月 10 日改正・施行
平成 17 年 5 月 7 日改正・施行
平成 19 年 5 月 12 日改正・施行
平成 22 年 5 月 8 日改正・施行
平成 25 年 5 月 11 日改正・施行